

指導監査について

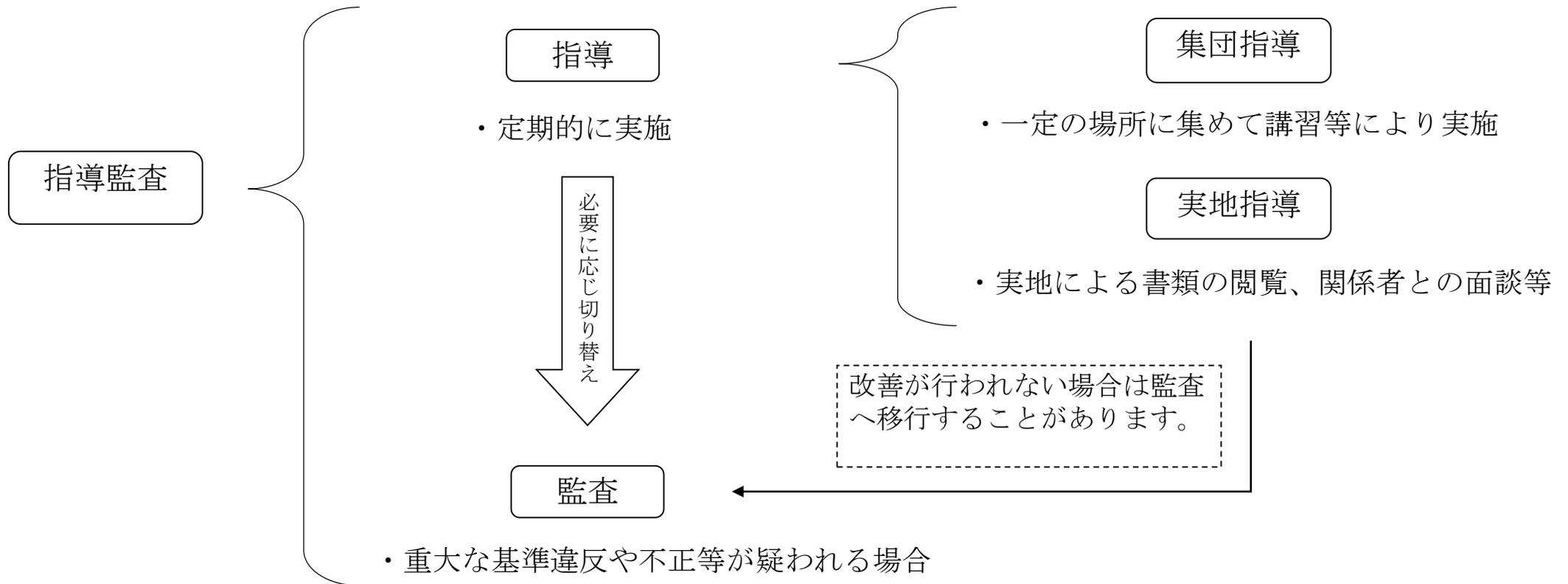
令和5年度特定教育・保育施設等
並びに特定子ども・子育て支援施設等集団指導

弘前市福祉部福祉総務課
指導監査係

令和6年2月9日（金）

1 指導監査の概要

○概要(指導監査係で実施する内容)



2 特定教育・保育施設等の指導監査

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が開始したことに伴い、新たな給付制度が創設されたことから、子ども・子育て支援法に基づき市の確認を受けた特定教育・保育施設等に対して、特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的として、令和元年度から福祉総務課指導監査係にて指導監査を実施しています。

○ 基準

「弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年9月29日弘前市条例第34号）ほか国等の通知によることとしています。

【根拠法等】

「子ども・子育て支援法」

- ・ 指導：第14条第1項
- ・ 監査：第38条第1項、第50条第1項

「弘前市特定教育・保育施設等指導要綱」

「弘前市特定教育・保育施設等監査要綱」

★児童福祉法等に基づく
施設監査は、従来どおり
県が実施します。

3 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給に係る施設又は事業として、子ども・子育て支援法に基づき市の確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等に対して、運営基準を遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的として、令和3年度から福祉総務課指導監査係にて指導監査を実施しています。

○ 基準

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第53条から第61条までの規定ほか国等の通知によることとしています。

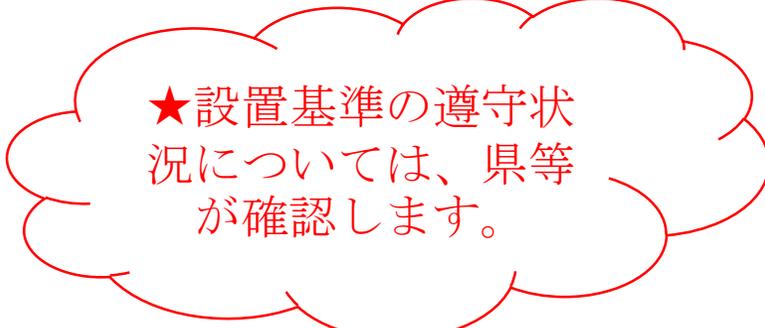
【根拠法等】

「子ども・子育て支援法」

- ・ 指導：第30条の3において準用する第14条第1項
- ・ 監査：第58条の8第1項

「弘前市子ども・子育て支援施設等指導要綱」

「弘前市子ども・子育て支援施設等監査要綱」



★設置基準の遵守状況については、県等が確認します。

4 その他

○指導監査係にて行う指導及び監査業務実績

令和5年度の実施件数（予定を含む）は以下のとおりです。

① 特定教育・保育施設等実地指導 （うち特定子ども・子育て支援施設等実地指導を同時実施： 14 施設）	29	施設
② 特定子ども・子育て支援施設等実地指導	0	施設・事業所
③ 社会福祉法人本部の指導監査	20	法人
④ 介護サービス事業者等実地指導	46	施設・事業所

※①又は②又は④は、③と同日に実施する場合があります。

※①及び②は、原則として各施設概ね3年に1回実施する予定です。

ただし、②は施設等利用費の支給実績により、周期が変わる場合もあります。